相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県吉川市大字平沼一九三番地、最後の住所東京都北区上十条三丁目一三番五号　被相続人　亡　小澤　花子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　事務所東京都中央区銀座八丁目八番一七号伊勢萬ビル六階福家総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北野　俊光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字稲荷山一〇二二番地、最後の住所東京都東村山市本町四丁目一一番地本町アパート一四―一〇七　被相続人　亡　刄澤　栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所　相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区島根一丁目一〇四八番地、最後の住所東京都足立区島根一丁目一〇番一二号　被相続人　亡　笹森　昭造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市三崎町七番、最後の住所東京都八王子市寺田町四三二番地グリーンヒル寺田一五四―五　被相続人　亡　十川　佳正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県塩尻市大字堀ノ内四四〇番地、最後の住所長野県塩尻市大字広丘高出七四九番地　被相続人　亡　中柴　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　東京都品川区大井一丁目五四番二号長谷川ビル二F内藤司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　内藤　賢志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県苫田郡鏡野町入一〇四〇番地、最後の住所横浜市青葉区美しが丘三丁目二二番地一二　被相続人　亡　中江　剛毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　横浜市中区山下町六一番地一横浜山下ビル三階　相続財産管理人　弁護士　大久保　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市野溝東一丁目五八六番地、最後の住所長野県松本市野溝東一丁目一三番一号　被相続人　亡　矢﨑　義正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　事務所長野県松本市沢村三丁目四番四七号コンフォール沢村ビル二〇二　相続財産管理人　司法書士　矢島　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市井川城一丁目四六二八番地、最後の住所長野県松本市梓川倭三〇七九番地一〇　被相続人　亡　朝倉てる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　長野県松本市大字里山辺一五四五番地一　相続財産管理人　太田　知孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市五月町一三八二番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥川　裕介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地楠井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市荒川三丁目一四番地、最後の住所大阪府東大阪市額田町二番六号　被相続人　亡　吉川　忠章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四一一　相続財産管理人　弁護士　坂東　功一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市下鉢山二九三番地、最後の住所兵庫県豊岡市下鉢山二九三番地　被相続人　亡　岡本　淺之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　事務所神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル一〇階弁護士法人神戸あじさい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　守谷　自由

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市中央区新大江一丁目一九番地九、最後の住所熊本市中央区新大江一丁目一九番一五号　被相続人　亡　本田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日　（旧住所）事務所熊本市西区二本木三丁目一番二八―四〇三号（新住所）事務所熊本県玉名郡南関町大字関町一二三五番地Kアパート一〇一号室　相続財産管理人　司法書士　松永朋子こと　柗村　朋子

取扱窓口移転のお知らせ

当社は、破綻金融機関から譲り受けた預金につきまして、預金の払戻し及び口座解約の手続きを行っております。同手続きの窓口である事務部預金課は、平成二十五年二月十二日（火）をもって左記の場所に移転いたしましたので、お知らせいたします。

記

新住所　東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル

平成二十五年二月十二日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号　株式会社整理回収機構　代表取締役　藤田　昇三